

[事案 2023-251] 入院給付金支払等請求

・令和6年5月20日 裁定打切り

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年5月に胃潰瘍により入院したため、令和4年4月に乗合代理店を通じて契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款上の重大事由に該当するとして、契約が解除され給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、解除を取り消して、給付金を支払ってほしい。また、解除後に発生した入院の給付金等を支払ってほしい。

- (1)本契約および他社との契約は、全て同じ代理店で申し込みをしており、複数の保険に加入していることや、自分の収入等を募集人に説明し、審査を受けて加入した。
- (2)集中加入した理由は、新型コロナウイルス感染症対策を含め、誕生日前に加入した方が、保険料が安くなるためである。

<保険会社の主張>

短期間での集中加入や入院給付金等の合計額が著しく過大であること等、入院給付金等を不正に受給する目的が窺われ、申立人に対する信頼が毀損されたことから、申立人の請求に応じることができない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約の経緯等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1)重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、契約者の収入および生活状況、申立人が支払う保険料の合計額、他契約の給付金の支払履歴およびその原因や支払われた給付金の妥当性、各契約の加入の状況・経緯・動機等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2)これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、契約者・被保険者およびその周囲の第三者への尋問等の手続が必要となる。
- (3)しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、裁定審査会の手続において上記の点について明らかにすることは困難であると言わざるを得ない。